

第 1 問 答 案 用 紙 < 1 >

(租 税 法)

問題 1

問 1

A社の平成26事業年度の法人税の確定申告上、A社が貸倒引当金勘定に繰り入れた金額は、法人税法第22条第3項第2号に基づき、全額損金の額に算入されない。

(別解)

A社の平成26事業年度の法人税の確定申告上、A社が貸倒引当金勘定に繰り入れた金額は、法人税法第22条第3項第2号及び同法第52条第1項に基づき、経過措置で損金算入が認められている金額を除き、損金の額に算入されない。

問 2

B社によるC社株式の配当は、法人税法第2条第12号の15における適格現物分配となる。そのため、B社は平成27事業年度の法人税の確定申告上、法人税法第62の5第3項に基づき、C社株式を配当直前の帳簿価額でA社に譲渡したものとして扱う。また、B社はこれと同額の利益積立金額を減少させる。

問 3

A社によるB社の吸収合併は、法人税法第2条第12号の8における適格合併となる。そのため、B社は平成27事業年度の法人税の確定申告上、法人税法第62の2第1項に基づき、全ての資産等を帳簿価額でA社に引き継いだものとして扱う。また、B社は資本金等の額及び利益積立金額を全額減少させる。

問 4

Pの所有する上場株式については、所得税法第60条の2第1項第1号に基づき、国外転出の時における価額である3億円で譲渡があったものとみなされ、2億6,000万円が譲渡所得の金額として課税される。

第 1 問 答 案 用 紙 < 2 >
(租 税 法)

問題 2

	○×欄	記述欄
①	×	B社は資本金5億円超のA社と完全支配関係があるため、平成26事業年度のB社の所得の金額のうち、800万円以下の金額について、法人税法上の軽減税率の適用はない。法人税法第66条第6項第2号
②	○	法人税法第2条第12号の18 ロ
③	×	Pが受領した退職金は退職所得に該当するため、所得税法に規定する課税標準としては「退職所得金額」に含まれ、「総所得金額」には含まれない。所得税法第22条第2項、第3項、同法第30条第1項
④	×	Pは平成28年中に支払った80万円のうち70万円を、平成28年分の所得税の確定申告上、Pのその年分の総所得金額から控除することができる。所得税法第73条第1項
⑤	○	消費税法第4条第3項第3号、同法第5条第1項

第2問 答案用紙<1> (租税法)

問題 1

問 1

(単位：円)

 加算すべき金額	減算すべき金額
当期純利益の金額		
(租税公課についての申告調整)		
2. 租税公課に関する事項		
(1)について	, ,	22,500,000
(2)について	, ,	172,000
(3)について	103,400,000	, ,
(4)について	128,037,000	, ,
(5)について	1,200,000	, ,
(前期分の修正申告事項についての当期の申告調整)		
3. 前期分の修正申告に関する事項		
(1)について	, ,	3,450,000
(2)について	, ,	480,000
(3)について	0	, ,
(受取配当等についての申告調整)		
A社株式の剰余金の配当	, ,	4,900,000
B社株式の剰余金の配当	, ,	300,000
(所得税額の控除についての申告調整)		
剰余金の配当に係る所得税・復興特別所得税	1,251,031	, ,
社債の利子及び預金の利子に係る 所得税・復興特別所得税	208,896	, ,
(減価償却についての申告調整)		
機械装置D	225,000	, ,
器具備品E	, ,	55,250
建物附属設備F	174,625	, ,
一括償却資産	370,000	, ,

平成29年論文式租税法

第 2 問 答 案 用 紙 < 2 > (租 税 法)

	加算すべき金額	減算すべき金額
(引当金についての申告調整)		
賞与引当金	5,000,000	, ,
貸倒引当金	, ,	3,000,000
(有価証券の期末評価についての申告調整)		
H社株式	, ,	1,300,000
C社社債	100,000	, ,
(役員給与についての申告調整)		
8. 役員給与に関する事項		
(1)について	0	, ,
(2)について	2,500,000	, ,
(資産の廃棄についての申告調整)		
製品 J	4,500,000	, ,
機械装置 K	3,600,000	, ,
(その他の申告調整)
(法人税額の計算)		
所得金額	746,000,000	
法人税額	174,564,000	
所得税額及び復興特別所得税額の控除額	1,459,927	
中間申告法人税額	
納付すべき法人税額	

第 2 問 答 案 用 紙 < 3 > (租 税 法)

問 2

	加算すべき金額	減算すべき金額
(単位：円)		
(A社における申告調整)		
・平成 29 年 3 月期		
(1)について	, ,	120,000,000
(2)について	, ,	4,000,000
・平成 30 年 3 月期		
(3)について	140,000,000	, ,

問 3

	(単位：円)
第 7 期における欠損金の控除額	5,000,000
第 8 期に繰り越す欠損金額	7,000,000

第 2 問 答 案 用 紙 < 4 > (租 税 法)

問題 2

(単位：円)

[問] 1. 乙の合計所得金額について

雑所得の金額(公的年金等に係る部分)	440,000	
雑所得の金額(公的年金等以外の部分)	XXX,XXX,XXX	
雑所得の金額(合計所得金額)		360,000

[問] 2. 甲の確定申告について

(1) 所得金額の計算

(総合課税)

給与所得の金額 5,448,012

事業所得 総収入金額 3,400,000

必要経費の額 XXX,XXX,XXX

青色申告特別控除 XXX,XXX,XXX

事業所得の金額 1,200,000

配当所得の金額 12,500,000

一時所得の金額 1,500,000

(分離課税)

上場株式等に係る譲渡所得の金額 600,000

一般株式等に係る譲渡所得の金額 △500,000

(2) 所得控除の計算

寄付金控除 48,000

扶養控除 760,000

その他控除 XXX,XXX,XXX

第 2 問 答 案 用 紙 < 5 > (租 税 法)

(3) 課税所得金額の計算

課税総所得金額	17,000,000
上場株式等に係る課税譲渡所得の金額及び 一般株式等に係る課税譲渡所得の金額の合計額	600,000

(4) 税額計算

課税総所得金額に対する所得税額	4,074,000
上場株式等に係る課税譲渡所得の金額に対する所得税額及び 一般株式等に係る課税譲渡所得の金額に対する所得税額の合計額	90,000

(5) 税額控除

配当控除	870,000
------	---------

【上場株式の配当金の取扱いについて】

上場株式の配当金 30,000 円につき、問題文中に課税方法の指示がなされていないため、納税者の納税額が少なくなる課税方法を採用する必要がある。この点、配当金の課税方法について**総合課税によった場合には、33%の税率で所得税額が計算**されるのに対して、**申告不要または申告分離課税によった場合には 15%の税率で所得税額が計算**されることになるため、**申告不要または申告分離課税による方が有利**となる(申告不要または申告分離課税による場合、配当控除の適用が受けられないが、それでも申告不要または申告分離課税の方が有利となる)。そのため、申告不要または申告分離課税を選択する必要があるが、本問では**答案用紙に申告分離課税の解答欄がないことから、申告不要を選択**することになる。以上より上記では、**上場株式の配当金 30,000 円の課税方法につき、申告不要として解答の作成**を行っている。

しかし、本問では答案用紙に課税総所得金額 17,000,000 円が予め与えられているため、配当金の課税方法について総合課税によっても申告不要または申告分離課税によっても課税総所得金額は変わらない。つまり、**本来であれば総合課税によった場合には課税総所得金額が 30,000 円大きくなるはずだが、本問では課税総所得金額自体が所与とされているため、どの課税方法によっても課税総所得金額が変わらなくなる**のである。この場合、**配当金の課税方法について総合課税にすることで、課税総所得金額を増やさずに配当控除の金額のみを増やすことができる**ため、(結果的に)納税額を少なくすることができる。このような考え方で納税額を減らすことは現実的に不可能であるが、この考え方に基づくと、以下も別解として考えられる。

[問] 2. 甲の確定申告について	(1) 所得金額の計算	配当所得の金額	12,530,000
	(5) 税額控除	配当控除	873,000

第 2 問 答 案 用 紙 < 6 > (租 税 法)

問題 3

問 1

(単位：円)

[問] 1. 課税売上割合の計算

(1) 課税売上額(免税売上及び非課税資産の輸出等を含まない。)	2,360,000,000
(2) 免税売上額(非課税資産の輸出等を含まない。)	735,500,000
(3) 非課税資産の輸出等の金額	500,000
(4) 非課税売上額(非課税資産の輸出等を含まない。)	27,000,000
(5) 課税売上割合の計算式の分子の額	3,096,000,000
(6) 課税売上割合の計算式の分母の額	3,123,000,000

[問] 2. 課税仕入れ等に係る消費税額の計算

(1) 課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等 にのみ要するもの	121,252,950
(2) 課税仕入れ等に係る消費税額のうちその他の資産の譲渡等 にのみ要するもの	1,260
(3) 課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等 とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの	12,703,950

[問] 3. 課税標準額に対する消費税額

148,680,000

[問] 4. 納付すべき消費税額の計算

(1) 控除対象仕入税額	133,702,821
(2) 貸倒れに係る税額	472,500
(3) 中間納付額(前課税期間の実績によっている。)	9,450,000
(4) 納付すべき消費税額

問 2

(単位：円)

[問] 1. 平成 26 年中に取得した資産の用途転用に伴う消費税額の調整額

441,000

[問] 2. 平成 27 年中に取得した資産の用途転用に伴う消費税額の調整額

△94,500